

令和2年度追加がん検診を実施します

●問い合わせ先 健康づくり推進課 ☎(248)1173

令和2年度がん複合検診を受診できなかった人を対象に、追加がん検診を実施します。事前に申し込みが必要となります。

▼**申込期限** 令和3年1月29日(金)

▼**実施期間**

令和3年1月18日(月)～3月15日(月)

▼**申込方法** 健康づくり推進課へお申し込みください。受け付けは健康づくり推進課のみです。

※申し込み受け付け後、令和2年度がん複合検診の受診状況などを確認し、受診券・問診票を郵送します。

▼**注意点**

- 令和2年度中に次の受診済みの検査と重複する項目は**対象外**です。
 - ・がん複合検診の腹部超音波検査、胸部エックス線検査、および胃がん検診(胃エックス線検査)を受けた人
 - ・結核健診を受けた人
 - ・国民健康保険または後期高齢者医療加入の人で、人間ドック費用の助成を受け、腹部超音波検査、胸部エックス線検査、および胃がん検診(胃内視鏡検査および胃エックス線検査)を受けた人

▶検診項目・対象年齢・自己負担額

追加がん検診	対象年齢 (令和3年3月末時点の年齢)	自己負担額		検診実施場所
		74歳以下	75歳以上	
腹部超音波検査	40歳以上	1,300円	1,200円	菊池養生園 〒861-1201 菊池市泗水町吉富2193-1 ☎0968-38-2820
胃がん検診 (内視鏡検査)	50歳以上	12,400円	11,400円	
胸部エックス線検査	40歳以上	自己負担額		
		64歳以下	65歳以上	
		600円	無料	

※胃がん検診については、施設の入力可能数に限りがあるため、50人までとなります。

ピロリ菌抗体価検査を実施しています

●問い合わせ先 健康づくり推進課 ☎(248)1173

胃がんや胃炎の発生に深いかわりがあるといわれているピロリ菌の抗体価検査を実施しています。

▼**検査内容**

血液検査で血液中のピロリ菌抗体価を調べます。抗体価が一定以上ある場合には陽性となり、ピロリ菌の感染があると考えられます。

※ピロリ菌抗体価検査の結果が陰性でも、胃がんなどの病気になるわけではありません。また、胃がんにかかるリスクを調べるもので、胃がんを発見するものではありません。

▼**対象者**

令和3年3月末時点で40歳以上の人。ただし、次に当てはまる人は**対象外**です。

- ・胃・その他消化器系に症状がある人
- ・食道、胃、十二指腸の疾患で治療中の人
- ・現在、ピロリ菌除菌治療中、または過去にピロリ菌除菌治療歴がある人
- ・過去にピロリ菌検査を受けたことのある人
- ・過去に手術で胃を全部摘出した人
- ・慢性腎不全の人

12月11日実施予定の献血は中止になりました

広報こうし11月号でお知らせした、12月11日(金)にふれあい館で実施予定の献血は、熊本県赤十字血液センターの都合により中止となりました。

▼**自己負担額**

1、700円の自己負担額は、受診当日にお支払いください。

▼**検査結果**

検査結果は、約4週間後に菊池養生園から郵送されます。また、結果内容については、直接、菊池養生園までお尋ねください。

抗体価検査の結果、精密検査が必要とされた人は、必ず胃内視鏡検査を受けてください。

発熱などの症状がある場合の医療機関の受診について

●問い合わせ先 健康づくり推進課 ☎(248)1173

まずは電話で相談しましょう

ことしの冬は、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行の可能性があります。

発熱などの症状があった場合は、かかりつけ医や最寄りの医療機関などの身近な医療機関に**必ず電話連絡のうえ**受診してください。

発熱患者の受診などができない場合は、他の診療・検査が可能な医療機関を案内しますので、発熱患者専用電話にお問い合わせください。

▼**相談する医療機関はこちらから**

☎0570(096)567

一般的に相談はこちらから

新型コロナウイルス感染症に関するご相談は、引き続き、県コールセンターで受け付けています。

▼**県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(コールセンター)**

☎096(300)5909

発熱時の診療・検査については県のホームページを確認ください。



発熱など



医療機関へ事前連絡



受診・検査

子ども医療費の窓口払いが無くなりました

●問い合わせ先 子育て支援課 ☎(248)1162

ことしの10月1日診療分から、県内医療機関の外来診療のみ、子ども医療費(中学卒業まで)の窓口払いが不要になりました。

対象者には9月下旬に新しい受給者証を郵送しましたが、もし、まだ届いていない場合は、子育て支援課までお問い合わせください。

▼**10月からの申請方法**

- ・医療機関の窓口で新しい受給者証と健康保険証を必ず提示してください。
- ・外来診療のみ、窓口負担が不要になります。

▼**窓口で一旦負担が必要なもの**

- ・県外の外来診療分
- ・整形外科、接骨院の受診分
- ・入院したとき
- ・1つの医療機関の自己負担が1カ月で21,000円を超えたとき
- ・受給者証を掲示しなかったとき

▼**医療費助成の対象とならないもの**

- ・保険外診療

▶子ども医療費受給者証(みどり色)



ただし、医療機関でお支払いが済んだ分は、これまでどおり受診から1年以内に、子ども医療費一部負担金請求書を提出することで助成が受けられます。

- ・食事療養費
- ・学校でのけがなどで日本スポーツ振興センターの給付対象となるとき